

1 計画策定の 背景

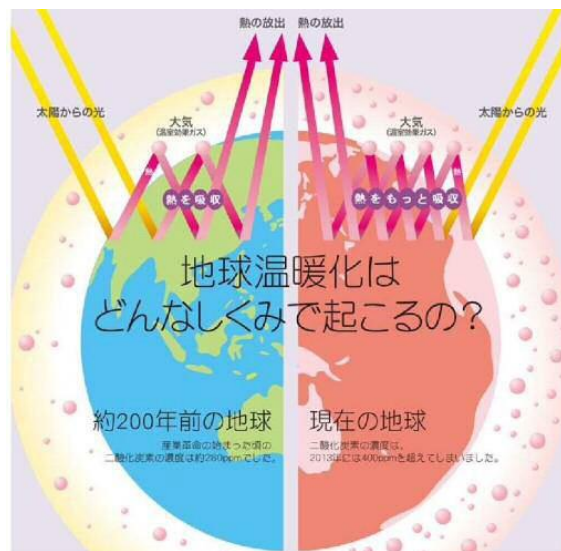
第1章 計画策定の背景

1 地球温暖化の現状

1.1 地球温暖化とは

現在、地球の平均気温は 14℃前後ですが、もし大気中に水蒸気、CO₂、メタンなどの温室効果ガスがなければ、マイナス 19℃ほどになります。太陽から地球に降り注ぐ光は、大気を素通りして地面を暖め、その地表から放射される熱を温室効果ガスが吸収し大気を暖めています。

近年、産業活動が活発になり、CO₂、メタン、さらにはフロン類などの温室効果ガスが大量に排出されて大気中の濃度が高まり熱の吸収が増えたことで、気温が上昇し始めています。これが地球温暖化です。



出典：全国地球温暖化防止活動推進センターHP

図 1-1 温室効果ガスと地球温暖化のメカニズム

1.2 地球温暖化の影響

地球温暖化による将来の主要なリスクとして、洪水・豪雨やインフラ機能の停止、熱中症の増加等が予測されており、再生可能エネルギーの活用や省エネルギーの推進等による対策が喫緊の課題となっています。



出典：全国地球温暖化防止活動推進センターHP

図 1-2 地球温暖化の影響

2 地球温暖化対策を巡る動向

2.1 国際的な動向

(1) パリ協定

令和2（2020）年以降の新たな温暖化対策の国際的枠組みとして、「パリ協定」が平成28（2016）年に発効されました。「パリ協定」は、世界全体での「脱炭素社会」の構築に向けた転換点となるものであり、世界全体の目標として、産業革命以前に比べて世界の気温上昇を2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求することが掲げられています。

その後、各国が温室効果ガス排出削減に向けた目標を掲げました。令和元（2019）年12月の国連気候変動枠組条約第25回締約国会議（COP25）においては、昨今の異常気象への危機感の高まりを背景として、各国にさらなる削減努力の積み増しが求められました。令和3（2021）年10月の国連気候変動枠組条約第26回締約国会議（COP26）においては、「パリ協定」と「気候変動に関する国際連合枠組条約」の目標達成に向けた行動を加速させるため、締約国が一堂に会して議論しました。

(2) 持続可能な開発のための2030アジェンダ：持続可能な開発目標（SDGs）

平成27（2015）年の国連総会で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」は、21世紀の世界が抱える包括的な課題に喫緊に取り組むための画期的な合意となりました。

「誰一人取り残さない」ことを誓い、17のゴール（目標）と169のターゲットからなる「持続可能な開発目標（SDGs）」が掲げられ、行政のみならず民間企業においても目標達成に向けた取組が求められています。



出典：国際連合広報センターHP

図 1-3 持続可能な開発目標（SDGs）の17のゴール

(3) G20 海洋プラスチックごみ対策実施枠組

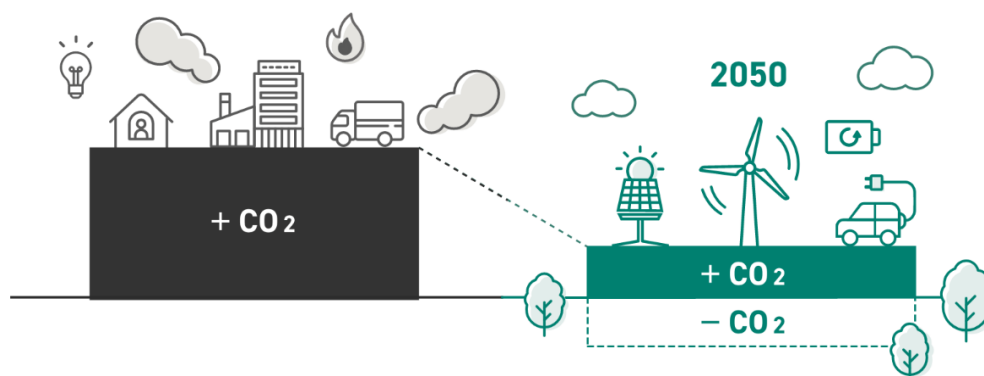
令和元（2019）年6月に開催された、G20 持続可能な成長のためのエネルギー転換と地球環境に関する関係閣僚会合において、「G20 海洋プラスチックごみ対策実施枠組」が合意されました。

同枠組は、具体的には、①環境上適正な廃棄物管理、海洋プラスチックごみの回収、革新的な解決方策の展開、各国の能力強化のための国際協力等による、包括的なライフサイクルアプローチの推進、②G20 資源効率性対話等の機会を活用し、G20 海洋ごみ行動計画に沿った関連政策、計画、対策の情報の継続的な共有及び更新の実施、③海洋ごみ、特に海洋プラスチックとマイクロプラスチックの現状・影響の測定とモニタリング等のための科学的基盤の強化等を内容としています。

2.2 国内の動向

(1) 2050 年カーボンニュートラル宣言

令和2（2020）年10月、内閣総理大臣の所信表明演説において、「2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことが宣言されました。



出典：環境省HP

図 1-4 カーボンニュートラルのイメージ

(2) ゼロカーボンシティ表明地方公共団体

地球温暖化対策の推進に関する法律では、「都道府県及び市町村は、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の削減等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するように努めるものとする」とされています。

こうした制度も踏まえつつ、昨今、脱炭素社会に向けて、2050年二酸化炭素実質排出量ゼロに取り組むことを表明した地方公共団体が増えつつあり、令和3（2021）年2月時点で人口1億人突破となりました。

(3) 2030 年温室効果ガス排出削減目標を新たに設定

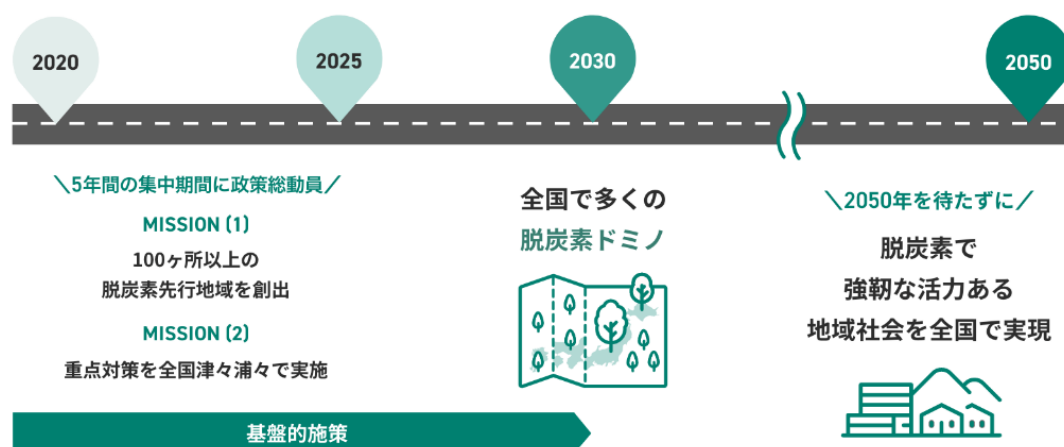
令和 3（2021）年 4 月に、令和 12（2030）年度の新たな温室効果ガス削減目標として、平成 25（2013）年度から 46%削減することを目指し、さらに 50%の高みに向けて挑戦を続けるとの新たな方針が示されました。

(4) 地球温暖化対策推進法の一部改正

令和 3（2021）年 5 月に「地球温暖化対策推進法」の一部が改正され、2050 年カーボンニュートラルが基本理念として法に位置づけられました。2050 年カーボンニュートラルの実現に向けて、地域の再生可能エネルギーを活用した脱炭素化の取組や、企業の排出量情報のデジタル化・オープンデータ化を推進する仕組みなどを定めています。「地球温暖化対策推進法」の一部改正に伴い、地球温暖化対策計画が改定されました。

(5) 地域脱炭素ロードマップ

令和 3（2021）年 6 月に「地域脱炭素ロードマップ～地方からはじまる、次の時代への移行戦略～」が公表されました。令和 32（2050）年までの脱炭素社会の実現に向けた取組と、関係府省・自治体などの連携の在り方について取りまとめられており、2030 年までに少なくとも 100 ヶ所の「脱炭素先行地域」を創出することや、脱炭素の基盤となる重点対策を全国で実施する取組が示されています。



出典：環境省HP

図 1-5 脱炭素ロードマップのイメージ

(6) 地球温暖化対策計画の閣議決定

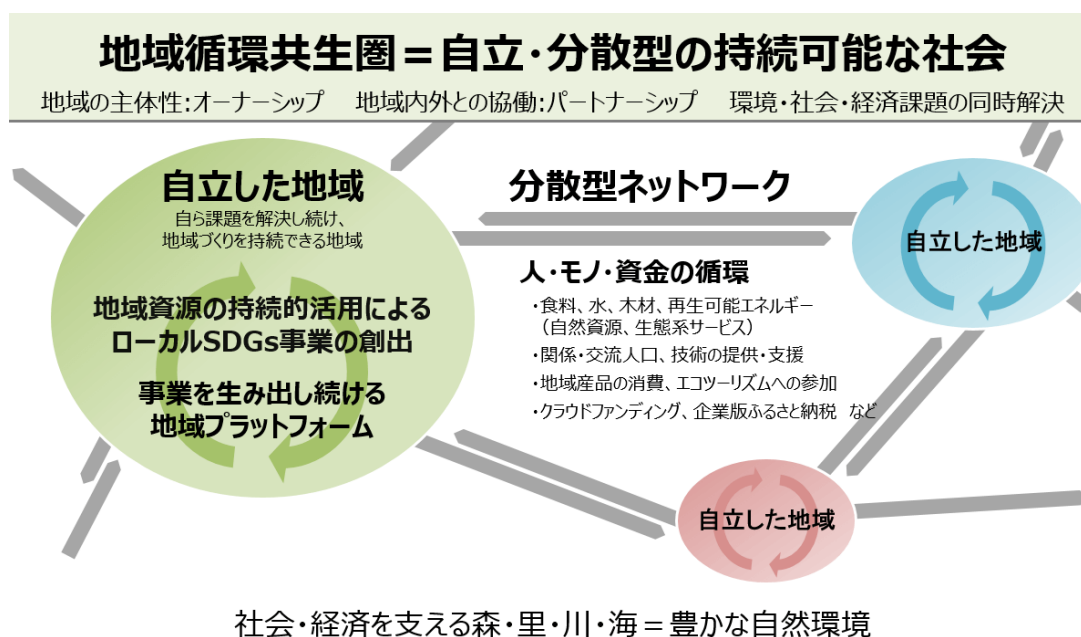
令和 3（2021）年 10 月に地球温暖化対策計画が閣議決定されました。

本計画は、地球温暖化対策推進法に基づく 5 年ぶりの改訂であり、二酸化炭素以外も含む温室効果ガスの全てを網羅し、新たな 2030 年度目標の裏付けとなる対策・施策を記載して新目標実現への道筋を描いています。

(7) 地域循環共生圏

「地域循環共生圏」とは、各地域がその地域固有の資源を活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されるという考え方です。

地域の資源、自分たちの目の前にあるものの可能性をもう一度考え直し、その資源を有効活用しながら環境・経済・社会の課題の同時解決する事業を生み出し、資源を融通し合うネットワークを形成することを目指しています。



出典：環境省HP

図 1-6 地域循環共生圏の概要

2.3 高知県の動向

(1) 高知県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

高知県は、地球温暖化問題を取り巻く国内外の動向を踏まえ、県内において地球温暖化対策を強化していくため、令和3（2021）年3月に「高知県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を改訂しました。この計画では、令和12（2030）年度における温室効果ガスの削減目標を平成25（2013）年度比で47%削減することとしています。



出典：高知県「高知県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」

図 1-7 高知県の削減目標

(2) 高知県脱炭素社会推進アクションプラン

高知県は、令和4年（2022）3月に、「2050年カーボンニュートラルの実現」と「経済と環境の好循環」の創出に向けた具体的な取組の道筋を示す「高知県脱炭素社会推進アクションプラン」（第Ⅰ期）を策定し、取組を進めてきました。

さらに令和6年（2024）3月にアクションプランに掲げる目標の達成に向けて、第Ⅰ期（令和4年～5年）の取組による成果や見えてきた課題への対応を踏まえるとともに、社会情勢の変化に伴う潮流を捉え、引き続き本県の強みである豊富な自然資源を生かした取組を強化させた「第Ⅱ期高知県脱炭素社会推進アクションプラン」を策定しました。



出典：高知県「第Ⅱ期高知県脱炭素社会推進アクションプラン」PR版パンフレット

図 1-8 高知県のカーボンニュートラル実現に向けた基本的な考え方

(3) 気候変動適応計画の位置づけ

地球温暖化やその他の気候変動に起因して生活、社会、経済及び自然環境に影響が生じていること並びに長期にわたり拡大するおそれがあることに鑑み、気候変動適応を推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するため、気候変動適応法（以下「法」という。）が平成 30（2018）年 12 月 1 日に施行されました。

法第 12 条において、都道府県はその区域の気候変動適応の推進に当たって自ら計画（地域気候変動適応計画）を策定するよう努めることとされています。高知県では、平成 29（2017）年 3 月に改定した「高知県地球温暖化対策実行計画第 8 章（気候変動の影響への適応）」において、気候変動適応に関する取組項目をまとめていることから、これを法における地域気候変動適応計画として位置づけることとしています。

表 1-1 高知県における影響と適応策（一部抜粋）

大項目	小項目	既に現れている又は予測される温暖化の影響	重大性・緊急性・確信度※	その影響に対する施策
自然災害・沿岸域	水害	・短時間強雨の増加に起因する雨水排水施設的能力超過等による浸水 ・河川の氾濫・土砂災害のリスクの上昇	●	・雨量情報や監視カメラによる映像などの防災情報を県民に提供し、的確な避難体制を支援 ・浸水被害の軽減を図るため、ハード対策として河川改修やダム等の整備、管理、更新の実施 ・総合的な治水対策として、放水路の整備や既存の調整池などの雨水流出抑制施設の活用、洪水ハザードマップの充実 ・市街化調整区域のうち溢水や湛水等の危険のある土地の区域における開発抑制
	土砂災害	・台風の大型化や記録的な大雨の頻度増加による土砂災害等の増加と被害の拡大		・土砂災害防止法による土砂災害警戒区域等の指定や土砂災害防止施設（砂防・急傾・地すべり施設）の整備の実施 ・がけ崩れや土砂流出等の災害発生のおそれのある地域における建築物の立地の制限 ・既存住宅などの移転促進
	高潮・高波	・強い台風の増加等による高潮偏差の増大 ・波浪の強大化による既設構造物（港湾・漁港・海岸施設）への被害 ・海面上昇による浸水被害の拡大	●	・国が実施する気象・海象のモニタリング結果等を踏まえながら、必要な場合は設計外力等の見直しを実施

出典：高知県「高知県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」

(4) 高知県気候変動適応センター

法第 13 条において、都道府県は、その地域における気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに技術的助言を行う拠点としての機能を担う体制を確保するよう努めることとされています。

高知県においては、この拠点として、「高知県気候変動適応センター」を高知県衛生環境研究所内に設置し、将来起こり得る気候変動の影響による被害の回避・軽減対策（適応策）を進めています。

(5) 地域脱炭素化促進事業の促進区域の設定に関する環境配慮基準

高知県では、令和3（2021）年6月に行われた地球温暖化対策の推進に関する法律の改正を受け、市町村の地域脱炭素化促進事業の促進区域の設定に関する高知県の環境配慮基準を取りまとめました。この基準では、再生可能エネルギー発電施設、熱供給施設を対象に基準が設けられ、自然的・社会的条件に応じた環境の保全への適正な確保を進めています。

表 1-2 促進区域に含めることが適切でないと認められる区域（一部抜粋）

区分	関係法令等	名称等	対象再エネ
生活環境等	砂防法	砂防指定地	太陽光 水力 風力 バイオマス
	地すべり等防止法	地すべり防止区域	太陽光 水力 風力 バイオマス
	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域	太陽光 水力 風力 バイオマス
	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	太陽光 水力 風力 バイオマス

出典：高知県「高知県促進区域の設定に関する環境配慮基準」

表 1-3 促進区域の設定、事業実施に当たり配慮が必要となる区域（一部抜粋）

分類	区域名	対象再エネ	区域を定める法令・条例等
土壌	・形質変更時届出区域	太陽光 水力 風力 バイオマス	土壌汚染対策法
景観	・景観計画区域 ・眺望点及び眺望点から望む景観資源	太陽光 水力 風力 バイオマス	景観法
都市計画	・用途地域 ・地区計画の区域 ・都市施設の区域 ・市街地開発事業の施行区域 ・土地区画整理事業施行地区	太陽光 水力 風力 バイオマス	都市計画法 〃 〃 〃 土地区画整理法
歴史・文化	・登録有形文化財、登録有形民俗文化財及び登録記念物であつて、定着性を有するもの ・周知の埋蔵文化財包蔵地 ・重要文化的景観の選定範囲	太陽光 水力 風力 バイオマス	文化財保護法
都市等	・公園及びその周辺 ・学校及びその周辺 ・病院及びその周辺など	太陽光 水力 風力 バイオマス	（都市計画法） （環境影響評価法）

出典：高知県「高知県促進区域の設定に関する環境配慮基準」

(6) こうちカーボンニュートラル推進フォーラム

高知県では、2050 年のカーボンニュートラル達成に向けて、アクションプランを策定するなどの取組を進めていますが、それに加え、県民・事業者を含めたオール高知で「高知の未来」を守るため、それぞれができることを学び、考える「こうちカーボンニュートラル推進フォーラム」を開催しています。



出典：こうちカーボンニュートラル推進フォーラム2024HP

図 1-9 こうちカーボンニュートラル推進フォーラム2024